

韓国における漢字・漢文教育の現状

金 文 京

一 はじめに

いわゆる漢字文化圏のうち、現在社会一般で漢字を使用しているのは、本家の中国、台湾を除けば、日本と韓国だけである。また義務教育を含む公教育の場で、漢字、漢文が教えられているのも、やはり中国、台湾以外では、日本と韓国だけである。これは歴史的に韓国（朝鮮）、日本が長期にわたり中国文化を受容、咀嚼してきた経緯からすれば、当然といえる面もあるだろう。

ただし日本では古くから漢字と仮名の棲み分けと混用が、ほとんど疑問視されず広く受け入れられてきたのに對して、韓国では、朝鮮王朝時代の訓民正音（ハングル）の創製当初より、それを漢字に対峙させようとする意識が強かつた（1）という経緯がある。さらに一九四五年の解放後は、ハングル専用派と漢字混用派が長期にわたり激しく対立して来たが、現在では政府の政策もあって、ハングル専用派が圧倒的に優勢で、日常生活では漢字はほとんど使われず、日本とは大きく異なる状況となつてゐる。

これについては、韓国語では漢字一字の音表記がハングルでも一字ですむのに対して、日本語では漢字を仮名で表記すると字数が増えるという表記上の技術的な問題もあるが、より大きな要因は、漢字漢文の位置づけが両国で異なっていることである。そして韓国における漢字漢文の位置づけの性格が、もつとも端的に表れているのは、ほかならぬ教育の場においてである。以下、韓国の漢字漢文教育の現状とその背景を日本と比較しながら紹介し、いくつかの問題点を指摘してみたい（2）。

二 日韓漢字漢文教育の相違点と共通点

現在、日本と韓国ではともに小学校（韓国では初等学校）、中学校において、漢字と漢文が教えられているが、その位置づけは大きく異なつてゐる。日本では周知のことく、小中高一貫して漢字、漢文は国語教育の中で行われてゐる。これが、日本語の文字表記は仮名と漢字による、また漢文は歴史的に国文学の一部、あるいは国文学を理解するうえで重要な要素であるという前提にもとづくことは、言うまでもないで

あるう。

これに對して、韓國での漢字漢文教育は、國語とは切り離されて行わわれている。國語はあくまでもハングルのみであつて、漢字は含まれない。これは、韓國語の表記はハングルによるという現在の政府の方針および社会大多数の認識を反映したものである。では漢字漢文は、どのような位置づけになつてゐるのであるうか。

まず教育の現状を具体的に述べると、初等学校では、漢字は正規の科目ではなく、校長などの裁量によつて週一時間程度の授業が部分的に行わされているにすぎない(3)。ただし漢字を授業に取り入れる学校は年々ふえており、また一部、夏休みなどに漢字キャンプのような特別授業を行つてゐる学校も少なくない(4)。また中学と高校では、選択科目(学生個人の選択ではなく、学校ごとの選択である(5))として「漢文」があり、文科省に相当する教育科学技術部の規定で、中学、高校でそれぞれ九百字を學習し、それを基礎とする漢文教育が行われている。ちなみに二〇〇八年度、中学における裁量活動としての「漢文」選択率は、学校比で九二・一%、学級比で六九・四六%、学生比で七一%であり、これも年々増加の傾向にある。

したがつて漢字漢文教育は、実はかなり活発に行はれてゐるとも言えるが、ただしその位置づけは、國語でもなく、また外国语でもないという曖昧なものになつてゐる。そのことを端的に示すのは、大学入試である大学受学能力試験において、選択科目としての漢文が、日本語、中国語、フランス

語、ドイツ語、アラビア語などとともに、「第一外国語・漢文領域」として分類され、漢文が外国语に準ずる扱いを受けているという事実であるう(6)。

日韓の問には、このよう漢字漢文教育の性格をめぐつて、基本的な相違があるが、しかしま共通点もある。その第一は、日韓ともに漢字を、自國の伝統的な読み方、すなはち日本漢字音、朝鮮漢字音で読み(ただし日本の訓読みに当たる読み方は歴史的には存在したが、現在は行はれていない)、また漢文も伝統的な読み方、すなはち日本では訓読みで、韓国では朝鮮漢字音で直読み、句末に韓国語の助辞や活用を添える「懸吐」(吐は助辞のこと)という方法で読まれている点である。たとえば日本の漢文教科書でもよく見られる『孟子』の「五十歩百歩」の一節は、

或百歩而後止矣、或五十歩而後止矣、以五十歩至笑百歩矣、則何如ナニウカ?

と読まる。小文字のハングルが挿入された助辞などで、日本語に訳せば、

或百歩而後止シ、或五十歩而後止シテ、以五十歩デ笑百歩ナラ、則何如デアルカ?

と読んでいることになる。「懸吐」は朝鮮王朝時代以来の伝統的漢文読法であつた。

このように日韓ともに自國独自の読み方を用いるのは、両国が長期にわたって中國文化を独自に咀嚼してきたことの当然の帰結であるが、それが日本では、漢字漢文が國語の一部であることをいわば保証しているのに対し、韓国では、外國語ではないことを保証するだけで、國語である保証にはなっていないのである。

第二の共通点は、漢文教科書の教材内容である。現在、日本の中学校で使用されている漢文教科書の内容は、「論語」「孟子」をはじめとする先秦諸子の文章、「史記」「十八史略」などの歴史書、文学作品としては李白、杜甫などの唐詩や韓愈、蘇軾などの散文が主体で、明清以降の作品はきわめて少ない。この点は韓国も同じであるが、これは近世以前の漢文学習法を踏襲したものであると考えられる。日韓ともに漢文の入門書として、たとえば『古文真宝』などが長らく使用されてきたことの名残であろう。

ただしこれは中國の作品に限つての話であつて、教材全体については、日韓の間にやはり大きな相違がある。日本の教材は、そのほとんどが前記中國作品で占められ、日本漢詩漢文はごく少数であるのに対し、韓国の方は、実は教材の半分ほどが韓国人の作品になっている。一例をあげると、二〇〇一年に検定合格した高校『漢文』教科書(一)では、歴史書として中國の『戰國策』『史記』『後漢書』各一條のほか、韓国の『三國遺事』が二条、『三国史記』と『東國通鑑』がそれぞれ一条採られており、漢詩部分では唐の王之涣『登鸞雀樓』と朝鮮の姜桓年『金剛山道中』、唐の杜甫『絕句』と

朝鮮の權翰『松都懷古』、唐の王維『九月九日憶山東兄弟』と朝鮮の洪顯周『偶吟』など、似た内容の中國と朝鮮の詩がセットになる趣向となつていて、さらに隨筆類に至つては、『慵齋叢話』『朝野會通』『芝峰類説』『青邱野譜』など、すべて韓国の中学校で占められる。

國語古典の一部であるはずの日本の漢文の教材がほとんど中國の作品であるのに対し、外國語に準じる扱いである韓國の漢文では、かえつて自國の作品が大半を占めているのは、一見奇妙なねじれ現象であるが、これには両国それぞれに事情がある。

まず日本では、江戸時代以来の伝統的な漢文学習法が継承されていると言えるであろう。古来、日本人もむろん多くの漢詩、漢文を作つてきただが、それら日本人の作品が初級入門書の教材に使われることは、少なくとも江戸時代まではなかつたと思える。ただし理由はそれだけではない。特に戦後、日本漢詩漢文が教材として忌避されたのは、江戸末期、明治以降の漢詩漢文が、ある面で國粹主義と結びついていたこと、とりわけ戦時中には軍國主義の高揚にしばしば利用されたことと無縁ではないであろう。現在では、このようないき避感はかなりやわらいだが、二十世紀後半においては、特に進歩的な人々の間で、日本漢詩漢文に対する抵抗感は根強く残つていた。

一方、韓国の中学校の大半を韓国人の作品が占める直接の理由は、教科書の編纂者が主に大学の漢文学科の教授であることがある。韓国的主要大学(ソウル大学を除く)には、國文

学科とともに漢文学科または漢文教育学科が設けられており、もっぱら韓国の漢詩漢文作品を研究している(8)。これは小中高の教育で、漢字漢文が国語とは別になつてゐる事事實に對応するものであるが、その漢文学科の教授が編纂した教科書に自國の作品が多く採られるのは当然であろう。これら漢文学科の教授たちは、ほぼ例外なく漢字ハングル混用論者であり、そこには漢字漢文を國語の一部として認知させようという意図が隠されている。そしてその背景にあるのは、ハングル専用派と漢字ハングル混用派に共通する民族主義であり、漢文教材においても、まずは自國の作品を優先させようという意志である。つまり日本では國粹主義への忌避が、韓国では民族主義への共感が、漢文教材の選択に影響し、それが両者の違いに結果しているわけである。

これに関連して、韓国の国語教科書も実は漢文と完全には無縁ではない事實を指摘しておきたい。それは国語の古文に相当する部分の教材に、漢文作品の韓国語訳が採用されているからである。たとえば二〇一〇年検定合格の中學「國語?」-1-(9)には、朴齊家(一七五〇-一八〇五)の中国旅行記である「北學議」の一節の現代韓國語訳が載っている(ただし原文が漢文であることの注記はない)。また二〇一〇年度検定合格の高等学校「國語下」(10)には、新羅時代に自國語を漢字表記した郷歌「薯童謡」の原文とそのハングル翻訳のみ、朝鮮王朝時代に杜甫の詩をハングルで翻訳した「杜詩諺解」から「絶句」の原文とハングル訳、さらに高麗時代の中學国語会話教科書を後にハングルで翻訳した「老乞大諺解」の

三 韓国におけるハングルと漢字の対立構造

で翻訳する朝鮮王朝以来の「讃解」の伝統を繼承するものである。ハングル訳のみが採録されている。これらは漢文をハングル語の中に包括するか、あくまでもハングルに翻訳したうえで受け入れれるかで、見解が分かれるわけである。

仮名と漢字の連続性はより明確に意識されていたはずである。現在の仮名は、漢字との連続性が表面的に断ち切られ、その分、日本固有の文字としての性格を強めたよう見えるが、そこにある種のまやかしがあるようにも思える。

一方ハングルは、すでに述べたように、その創製当初より漢字と対立する性格を強くもつていた。ただし王朝時代の貴族階級いわゆる両班（ヤンバン）は、漢文あるいは朝鮮風の漢文である吏吐文を書くことはあっても、女性に死んでた手紙や、王朝後期における小説の創作などを例外としてハングルを使うことはなく、ハングルは諺文とよばれ、正式の文字とは見なされなかった。この点は、日本の仮名、真名（漢字）という呼称と共通するが、日本では当初はともかく、仮名が真名より低い地位の文字だと見なされることはなかつたのである。これは、同じ漢字文化圏ながら、日本が朝貢を通じての中国への服属関係を、室町時代などを例外として、おおむね結ばなかつたのに対して、韓国は一貫して中国の朝貢国であつたという中国との政治的関係の違いに対応するものであろう。

ハングルが国字として正式にその地位を認められたのは、朝鮮が中国への朝貢服属関係を終焉させた一八九四年のことであつた。しかしそれは、あくまでも漢字との混用を前提としたものであり、そこにはこの時期、朝鮮の前に大きく立ちはだかつた日本の文字習慣の影響もあつたであろう。ハングル専用、漢字排斥が主張されるのは、日本の植民地時代であり、韓国の文字、また唯一の偉大な文字を意味するハングル

という名称は、一九一三年に国語学者の周時經によって命名されたものである。以来、ハングルは植民地支配に対する抵抗と民族主義のシンボルとなつた。この時期のハングル専用、漢字廃止の主張は、王朝時代の漢字専用のいわば反動とも見なせるが、そこには中国とともに日本への反発が含まれていたであろう。

解放後は、ハングル専用派と漢字混用派との間で、五十年代である。一九四八年、韓国政府はいち早く「ハングル専用法」を公布したが、しかし六七十年代まで、新聞などではまだ漢字が相当見られた。それが八十年代になると、漢字の使用は急速に減少し、ほぼハングル一色になる。この変化は、韓国の民主化闘争の歩みと軌を一にするものであろう。

ハングル専用運動の担い手は、解放前は日本統治への抵抗勢力、解放後は民主化推進勢力であり、解放後の韓国政治を主導したのはこの勢力である。これに対して漢字混用を主張する保守派は、解放前後を通じて社会と経済の実質的な主導層であり、そこには王朝時代以来の両班勢力も含まれる。韓国では現在でも両班階層の象徴である儒林が厳然と存在し、隠然たる勢力をもつてゐる。たとえば三星（サムソン）財閥の創始者、故李秉喆（一九一〇—一八七）氏は、慶尚南道の両班、大地主の生まれで、儒教の信奉者であつた。ソウルの孔子廟に付設された王朝時代の大学、成均館の後身であり、もつとも早く漢文学科、漢文教育学科を設立した現在の成均館大学が三星財閥の経営下にあるのは、そのためである。

現在、漢字混用を推進する民間の主な団体としては、社団法人韓国語文会、全国漢字教育推進総联合会、漢字教育国民運動聯合、伝統文化研究会などがあるが、その背後には儒林勢力がある。二〇一二年、これらの団体が連合して語文政策正常化推進会を結成、李漢東前総理が会長に就任した。この会の最初の事業は、ハングル専用は慣習憲法に違反するとして、憲法裁判所に提訴したことである(12)。この種の問題を、慣習憲法という曖昧な概念を根拠に憲法裁判所に提訴するところが、いかにも現在の韓国らしい。

四 韓国の民間における漢字漢文教育

韓国における漢字漢文教育を考えるうえで、公教育とともに無視できないのが民間での教育機関である。前記韓国語文会の付属施設である韓国語文教育研究会は、毎年、漢字指導師および漢字漢文指導師の養成講座を開いており、受講者に認定資格をあたえている。おもにこの指導師が学生や一般人を対象に開いた漢字漢文学院は、全国各地にあり、ソウルの街角でも、しばしばその看板や広告を見かけることができる。正確な数字はわからないが、相当の人がここで漢字と中國古典を学んでいるものと思われる。

また漢字検定試験も、韓國語文会をはじめ、漢字教育振興会、大韓検定会、商工会議所など政府公認の十団体によつて実施されており、これも正確な統計はないが、多くの受験者がおり、かつ近年増加の傾向にあるといふ。主催団体に商工会議所が入つていてことからわかるように、財界企業から

の要請があるなど、日本の漢字検定と共通する面もあるが、相違点もある。たとえば日本の漢字検定は中国語の学習とあまり関係がないが、韓国では漢字の習得が中国語学習に有利であることが、しばしば強調されている。その背景に、年々強まる中国との経済関係があることは、想像に難くないであろう。

さらにこれらとは別に、王朝時代以来の伝統的な方法で漢字漢文を教授する書堂がある。たとえば忠清北道の忠州にある懷仁書堂では、當時四五十人の小学校から高校までの学生が起居をともに合宿生活を送りながら、暗記を主とする教師との一对の授業によって漢文を勉強している。カリキュラムは、『千字文』はじめ、『四字小学』『推旬』『啓蒙』『童蒙先習』『小学』『大学』『論語』『孟子』『中庸』『古文真寶』『三經』(詩・書・易)の順に進む。これらは、暗記主体の学習法、入門書と儒教經典という教材とともに王朝時代の科挙の勉強とほとんど変わらない。しかもさらに驚くべきことに、学生のうち約半数は正規の学校に通いながら書堂で漢文の勉強をするが、残りの半数は、学校にはまつたく行かず、漢文だけを勉強するという。その場合、かなりの学生が検定試験により高校卒業の資格を得て大学に進み、近年ではさらに中国に留学するケースや、古典翻訳院に入つて漢文の翻訳要員になる場合もあるらしい(13)。

伝統的書堂は、全国に二十ほどあるといふことで、全体から見ればごく少数に過ぎないが、このような前近代の伝統的方式で、子供の時から漢文教育を行う学校は、おそらく本場

の中国にもないであろう。かつての儒教国家、韓国における漢文の底力を見る思いがする。

注

(1) 『訓民正音』世宗御序に、「國々語音異乎中國、與文字不相流通」とある。

(2) 以下の内容は、金文京「言語資源としての漢字・漢文」(『文学』第十二卷第三号、岩波書店 二〇一二)と重複する部分がある。

(3) 以下の記述は、主に筆者が韓国で集めた資料による。また丁允英「韓国における漢字・漢文教育の現状について」(堀誠編著『漢字・漢語・漢文の教育と指導』学文社 二〇一) 参照。

(4) 「放學을 이용한 集中教育, 한자 캠프 교실」(「休みを利用して集中教育、漢字キャンプ教室」『語文生活』一八三号、韓国語文会 二〇一三年二月)による。

(5) 注(3) 丁允英論文の表3による。

(6) 韓国教育課程評価院の資料によると、二〇一〇年度受能試験における「漢文」受験者は一〇六七四五人、アラビア語四二・三%、日本語二・一%について一三・九%で第三位であった。

(7) 이명학他編、高等学校『漢文』(두산동아出版)。

(8) 現在、国公私立合わせて二二五の大学があるが、うち二十一の大学に漢文学科、または漢文教育学科があ

る。

(9) 김상우他編、中学校『국어 2-1』(창비出版)。

(10) 조남현他編、高等学校『국어 (하)』(교학사出版)。

(11) 小学校第五学年及び第六学年のウ「文字に関する事項」の(イ)。

(12) 「慣習憲法上 한글과 漢字는 우리의 國字」(「慣習憲法上ハングルと漢字は我が国字」)『語文生活』一八三号 二〇一三)。

(13) 以上は、懷仁書堂を出て、検定試験を受け、東国大学園文科に進み、さらに中国の浙江大学に留学した林政煥氏から筆者が直接聞いた話による。